

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和6年5月10日(金) 開会:午後1時30分 閉会:午後3時10分		
開催場所		守谷市役所 全員協議会室		
事務局(担当課)		健幸福祉部 健幸長寿課		
出席者	委員	城賀本会長、星野委員、宇野委員、安田委員、南良委員、津留崎委員、 宮原委員、八木岡委員、若杉委員、六倉委員、小澤委員、本台委員 計12名		
	その他	守谷市北部地域包括支援センター 吉澤管理者、 吉田主任介護支援専門員 守谷市南部地域包括支援センター 石塚管理者、 渡邊社会福祉士 計4名		
	事務局	羽田健幸福祉部長、森山健幸福祉部次長兼健幸長寿課長、 横山健幸長寿課課長補佐、宮下係長、山崎係長、吉井主任 計6名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				

<p>会 議 次 第</p>	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 委嘱状交付</p> <p>4 会長及び会長代理の互選</p> <p>5 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度守谷市南部地域包括支援センター実績報告について</p> <p>(2) 令和5年度守谷市北部地域包括支援センター実績報告について</p> <p>(3) 第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・守谷市成年後見制度利用促進基本計画について</p> <p>(4) 令和6年度健幸長寿課の取組概要について</p> <p>6 協議事項</p> <p>(1) 令和6年度守谷市南部地域包括支援センター事業計画(案)について</p> <p>(2) 令和6年度守谷市北部地域包括支援センター事業計画(案)について</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 健幸福祉部機構改革に伴う健幸長寿課業務分担の変更について</p> <p>(2) 令和6年度地域包括支援センター運営協議会日程(案)について</p> <p>8 閉会</p>
----------------	--

<p>確 定 年 月 日</p>	<p>会 議 録 署 名</p>
<p>令和6年5月29日</p>	<p>城賀本 満登</p>

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ【宮坂副市長】

3 委嘱状交付

4 会長及び会長代理の互選

委員の互選により、会長に城賀本委員、会長代理に星野委員が選出された。

事務局：「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では、会議録の作成及び公表について、「発言者の氏名は記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公表にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ会議において承認を受けたときには、この限りではない。」と規定されているが、「公開する審議会等の会議録には発言者の氏名を記載するべきではないか」との要望があり、市としては、会議において承認を得られたものについては、会議録に発言者の氏名を記載することになっていることを説明し、会議の中で御協議いただいた。

協議の結果、今期の会議録について、発言者の氏名は記載しないことに決定した。

5 報告事項

- (1) 令和5年度守谷市南部地域包括支援センター実績報告について
- (2) 令和5年度守谷市北部地域包括支援センター実績報告について

南北の地域包括支援センターから令和5年度の総合相談件数や高齢者訪問などの実績報告を行った。

【主な意見等】

委員：権利擁護の相談の「その他」とはどういった場合のことですか。

南部包括：相談を受けた内容が、成年後見と決定づけられない、そこまで至らない場合や虐待と認可されないものの件数です。

北部包括：相談を受けてみて、成年後見や虐待案件にいたらない、制度の説明をただけのものをカウントしています。

会長：今の権利擁護は、母数は少ないと思いますが、虐待等の対応件数が割と多い印象です。精神疾患の疑いのある相談や発達障害の疑いのある家族の受診拒否な

ど、難しいケースが多いようですね。

北部包括：精神疾患の疑いのある高齢者については、精神疾患と認めていないため、専門医への受診も必要ないと思っている場合がよくあります。発達障害の疑いのあるご家族については、お話を理解していただけなかったり、感情の起伏が激しく、コントロールができなかったりと対応に苦慮することが多いです。

そのため、市やケアマネジャーと連携して一緒にお話を伺うケースが増えてきています。

(3) 第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・守谷市成年後見制度利用促進基本計画について

(4) 令和6年度健幸長寿課の取組概要について

事務局から、第9期計画の概要、基本理念、「介護予防」重点プロジェクト、主な取組等と地域包括支援センターと連携した健幸長寿課の取組計画について説明した。

【主な意見等】

委員： 高齢者訪問事業の民生委員との連携協力についてですが、大賛成です。民児協の定例会でも高齢者のお宅に訪問に行きたいけれども材料がないと訪問しづらいという話はよくお聞きしますし、積極的に進めていただけたらと思います。

委員： 障がい者の権利擁護の相談の事で伺います。65歳未満の方で障害者年金を受給している方の相談は地域包括支援センターでお願いできますか。

事務局： 障がい者の場合ですと、今年度健幸長寿課内に設置をしました基幹相談支援センターで相談を受け付けておりますので、そちらにご案内いただければと思います。対象者が65歳以上の方ということであれば、地域包括支援センターにご相談ください。基幹相談支援センターと連携をとって対応いたします。

会長： 障がい者支援についても健幸長寿課が担当することになるのですか。今まで65歳を境に相談窓口が違ったりしましたから、それは、非常に良いですね。

6 協議事項

(1) 令和6年度守谷市南部地域包括支援センター事業計画(案)について

(2) 令和6年度守谷市北部地域包括支援センター事業計画(案)について

南北の地域包括支援センターから令和6年度の事業計画(案)について説明を行い、承認をいただいた。

【主な意見等】

委員：（北部は南部と比べて）職員の配置が少ないのは何故ですか。高齢者の人数の割合で決まるのですか。

事務局： 国の人員基準では、地域における高齢者の数がおおむね3000人から6000人ごとに各職種1人配置ということになっているため、南部6人、北部4人の配置となっております。今後、高齢者が増加すれば増員ということもあります。

委員： 認知症サポーターの養成事業に取り組むとありますが、今年はどういった事業を予定されていますか。

事務局： 昨年から小学生を対象とした事業を進めております。今年度は新たに高校生に向けた取り組みをスタートしておりますので、そちらの方はこの後の認知症初期集中支援チーム検討委員会で詳しくご説明させていただきます。

7 その他

(1) 健幸福祉部機構改革に伴う健幸長寿課業務分担の変更について

事務局から機構改革に伴い所管が変更となった健幸長寿課の業務について説明を行った。

(2) 令和6年度地域包括支援センター運営協議会日程(案)について

事務局から令和6年度の協議会開催日程について委員のご都合を伺い、了承をいただいた。

次回の会議日程

令和6年10月4日(金)午後1時30分から

8 閉会